

令和 3 年度第 10 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 3 年 8 月 24 日

担当部・課：病院局事務部病院管理課〔25-5671〕

① 件 名				
石巻市立病院倫理委員会の組織の見直しについて				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）				
<p>【背景】</p> <p>石巻市立病院における医の倫理に関する諸問題を審査する石巻市立病院倫理委員会について、同委員会の委員長は市立病院副院長をもって充てることとしている。</p> <p>【目的】</p> <p>副院長と同様に病院長を補佐する病院長特別補佐についても、同委員会の委員長として指名することができるよう改正を行い、同委員会の適正な運用を図るもの。</p>				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性				
<p>【根拠法令】</p> <p>石巻市立病院倫理委員会条例（令和 2 年条例第 17 号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）				
令和 2 年 4 月 1 日 石巻市立病院倫理委員会条例施行				
⑤ 主な内容				
<p>石巻市立病院倫理委員会条例について、下記のとおり改正を行う。</p> <p>(1) 倫理委員会委員長に関する規定を次のように改める。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; width: 80%;"> <thead> <tr> <th style="padding: 5px;">改正後</th> <th style="padding: 5px;">現行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">委員長は市長が指名する委員をもって充てる。</td> <td style="padding: 5px;">委員長は石巻市立病院副院長をもって充てる。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 他の委員の任期の途中に新たに選任された委員の任期は、他の委員の任期満了の日までとする規定を追加する。</p>	改正後	現行	委員長は市長が指名する委員をもって充てる。	委員長は石巻市立病院副院長をもって充てる。
改正後	現行			
委員長は市長が指名する委員をもって充てる。	委員長は石巻市立病院副院長をもって充てる。			
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）				
石巻市立病院倫理委員会の適正な運用が図られる。				
⑦ 他の自治体の政策との比較検討				
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日				
令和 3 年 9 月 市議会第 3 回定例会に石巻市立病院倫理委員会条例の一部改正について提案（公布の日から施行）				
⑨ その他				